

初心者向け

参加  
無料

オンライン参加可  
(第1部セミナーのみ)

# 障がい者雇用の 基礎知識セミナー



対象者：企業の障がい者雇用担当者・経営者  
就労支援事業所や特別支援学校の担当者など

こんなお悩みがあればご参加を！

- ☑ 障がい者雇用の担当者になったばかりなので基本的なことが知りたい
- ☑ 障がい者の特性の違いがよく分からない
- ☑ 福祉事業所の違いがよく分からない
- ☑ 福祉事業所とどうつながればいいのか分からない
- ☑ 助成金等の制度を知りたい・・・etc



➡ 基礎知識を学びつつ、企業や就労支援事業所、特別支援学校の担当者同士でお困りごとなどを共有（会場参加の方のみ）し、解決策を一緒に考えましょう。

南勢会場

1月22日(月)

松阪市産業支援センター  
カリヨンプラザ1階

14:00～16:00

中勢会場

1月24日(水)

三重県総合文化センター  
中会議室

14:00～16:00

北勢会場

2月13日(火)

四日市商工会議所  
中会議室

14:00～16:00

〈プログラム〉—各会場共通

13:30～ 受付開始

14:00～ 第1部 障がい者雇用の基礎知識セミナー  
障がいの種別と特性、障がい者雇用制度の概要、雇用事例などについて説明します

15:30～ 第2部 交流会（会場参加のみ）  
「障がい者雇用の困りごと」など、意見交換を行います。 **相談もできます！**

16:00 閉会

講師：NPO法人 a trio（アトリオ）  
「しごと」を通して、地域・組織・個人の活性化を目的として20年ちかく活動しているNPO法人。障がい者雇用に関する三重県内事業を数多く行い、業種・規模問わず、幅広く企業の障がい者雇用をサポートしている。

共催 三重県・三重労働局

運営 NPO法人 a trio

お問合せ・お申込み

NPO法人 a trio（アトリオ）（担当 山口）  
〒514-1125 三重県津市久居元町2361-2  
TEL:059-253-7657 FAX:059-253-7659  
✉ atri o@a-tri o.net

お申込みはこちら



# 障がい者雇用促進 フォーラムみえ

オンライン(Zoom)参加可

## 対象者

- ☑障がい者雇用に取り組みたい企業
- ☑障がい者雇用を拡大したい企業
- ☑障がい者就労支援サービス事業所
- ☑障がい者雇用に関心のある方

参加  
無料

日時

令和6年2月9日(金) 13:30~15:30(受付13:00)

場所

三重県総合文化センターフレンテみえ 多目的ホール  
(津市一身田上津部田1234番地)

参加  
方法

会場またはオンライン  
【申込期限2月1日(木)】



申込はコチラ

## このセミナーのねらい

- ◎障がい者雇用に取り組むため、県内状況や障がい者雇用制度の概要を理解する。
- ◎納付金や助成金など、障がい者雇用の支援制度が活用できる。
- ◎障がい者雇用の事例を参考に、障がい者雇用に取り組む。

## 第1部 障がい者雇用制度の概要と納付金・助成金

- 13:30 主催者挨拶
- 13:35 障がい者雇用の県内状況と改正障害者雇用促進法(三重労働局)
- 14:05 障害者雇用納付金と助成金((独)高齢・障害・求職者雇用支援機構三重支部)

## 第2部 多様で柔軟な障がい者雇用の事例

- 14:35 県内の短時間雇用企業の開拓状況(株式会社アルファプランニング)
- 14:55 テレワークによる障がい者雇用(特定非営利活動法人 a trio)
- 15:15 県からのお知らせ
- 15:25 閉会

- 共催 三重県、三重労働局、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構三重支部
- お問い合わせ 三重県雇用経済部障がい者雇用・就労促進課 電話 059-224-2510

## 障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について



POINT1 障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。(令和6年4月以降)

|            | 令和5年度   | 令和6年4月         | 令和8年7月  |
|------------|---------|----------------|---------|
| 民間企業の法定雇用率 | 2.3%    | <b>2.5%</b>    | 2.7%    |
| 対象事業主の範囲   | 43.5人以上 | <b>40.0人以上</b> | 37.5人以上 |

POINT2 除外率が引き下げられます。(令和7年4月以降)

POINT3 障害者雇用における障害者の算定方法が変更となります。

POINT4 障害者雇用のための事業主支援を強化(助成金の新設・拡充)します。(令和6年4月以降)



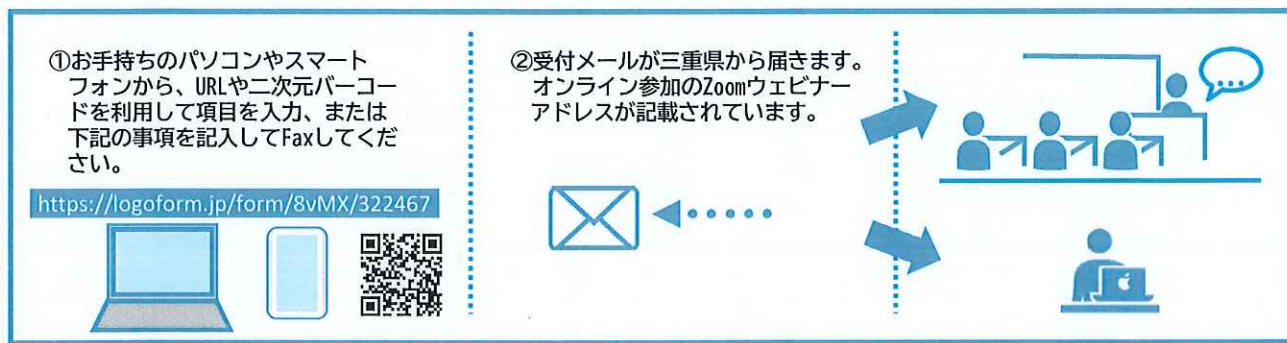
## 障害者雇用納付金制度と助成金

障害者雇用納付金制度は、障害者を雇用することは事業主が共同して果たしていくべき責任であるとの社会連帯責任の理念に立って、事業主間の経済的負担の調整を図るとともに、障害者を雇用する事業主に対して助成、援助を行うことにより、障害者の雇用の促進と職業の安定を図るため「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき設けられた制度です。

常用労働者の総数が100人を超える事業主において障害者法定雇用率未達成の事業主に納付金を収めていただき、その納付金を財源として障害者雇用調整金、報奨金、在宅就業障害者特例調整金、在宅就業障害者特例報奨金、特例給付金及び各種助成金を支給しています。

## お申込みからの流れ

オンライン参加される方で、インターネットの接続環境が不安な方は、令和6年2月2日(金)に接続テストを行います。時間は受付メールでお知らせします。



申込受付

**FAX 059-224-3024**

三重県 雇用経済部  
障がい者雇用・就労促進課障がい者雇用班 あて

|                           |   |
|---------------------------|---|
| 会社(団体)名                   |   |
| お名前                       |   |
| 参加方法                      | <input type="checkbox"/> 会場 ・ <input type="checkbox"/> オンライン (いずれかに☑) |
| 手話通訳・要約筆記希望<br>(2月1日まで受付) | <input type="checkbox"/> 手話通訳を希望 <input type="checkbox"/> 要約筆記を希望     |
| 電話番号                      |   |
| メールアドレス                   |   |